

徳島県と美波町で受けられることができる住宅の耐震化支援制度

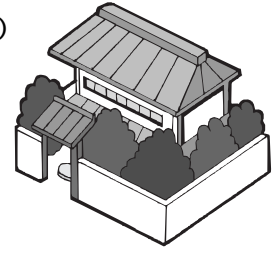
1. 木造住宅の倒壊を防ぐ耐震化促進事業（お申込みは、消防防災課・総務室へ）

美波町木造住宅耐震診断事業

- ・対象：1) 昭和56年以前に建築された木造住宅
- ・診断費用：個人負担3,000円で、残りの30,000円は町が負担（国・県の補助を含む）

美波町木造住宅耐震改修事業

- ・対象：町が実施した耐震診断で「倒壊又は大破壊の危険あり」の評点0.7未満と診断された住宅が、一定水準以上の耐震性（評点1.0以上）を確保する改修工事
 - ・補助額：改修工事費の2/3（60万円を上限）を町が補助（国・県の補助を含む）
- 詳しくは消防防災課 ☎ 77 - 3619・総務室 ☎ 78 - 2211 へお問い合わせください。



2. 命だけは守る簡易な耐震補強工事への支援

美波町木造住宅簡易耐震補強事業（お申込みは、消防防災課・総務室へ）

- ・対象：町が実施した耐震診断で「やや危険です」の評点1.0未満と診断された住宅に、地域材を用いて町内建築事業者により施工する簡易な耐震補強工事
 - ・補助額：簡易耐震補強工事費の1/2（50万円を上限）を町が補助
- 木造住宅耐震改修事業と両方の補助を受けることはできません。
- 詳しくは消防防災課 ☎ 77 - 3619・総務室 ☎ 78 - 2211 へお問い合わせください。

徳島県耐震リフォーム支援事業（お申込みは、徳島県住宅課へ）

徳島県と金融機関が協力し、耐震化を支援します。金融機関は優遇金利のリフォーム融資を実行し、徳島県は利子の一部を補助する制度です。

- ・対象：1) 昭和56年以前に建築された木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の一戸建て住宅
2) 金融機関から融資を受け耐震化工事を含むリフォーム工事を行うもの
- ・補助額：簡易な耐震化工事にかかる経費に対する借入利子相当額（金利2%分5ヶ年間で20万円を上限）を県が補助します。

木造住宅耐震改修事業と両方の補助を受けることはできません。

詳しくは徳島県県土整備部住宅課 耐震化・指導担当 ☎ 088 - 621 - 2598 へお問い合わせください。

3. 税制による支援、住宅の耐震改修促進税制（市町村等の証明を受け申告）

耐震改修を行った住宅に対し、所得税や固定資産税の減額が行われる制度です。

所得税の特別控除制度

- ・対象：平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、自ら居住の用に供する昭和56年以前に旧耐震基準で建築された住宅の耐震改修（現行耐震基準に適合）を行った個人
- ・控除額：当該耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除

固定資産税の減額措置

- ・対象：昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成18年から平成27年までの間に1戸あたり30万円以上の耐震改修（現行耐震基準に適合）を行った住宅。ただし、耐震改修が完了した日から3ヶ月以内に、町に対して、固定資産税減額証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書を添付して申告がされた場合に限り適用。
- ・減税額：固定資産税額（1戸あたり120㎡相当分までに限る）を工事を完了した時期に応じ1～3年間、税額を1/2に減額

美波町木造住宅耐震改修事業の補助を受け改修を行った住宅は、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置の対象となります。

詳しくは税務保険課（☎ 77 - 3615）へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】消防防災課 ☎ 77 - 3619 由岐支所総務室 ☎ 78 - 2211